

子ども支援意見交換会レジュメ

テーマ：「行政が作り出す親子の居場所支援」

陸前高田市民生部社会福祉課

1 子どもの居場所に与えた震災の影響

(1)被災状況

1)死者、家屋の被害

2)孤児、遺児

3)子ども子育て施設の被災

	全施設数	被災施設数		その後の対応
保育所	10	4	全壊2 大規模半壊1 半壊1	代替施設利用1、移転改築1 統合1、修理1
子育て支援センター	3	3	全壊2 半壊1	代替施設利用2 修理
放課後児童クラブ	4	2	全壊1 半壊1	
小学校	10	2	全壊1 半壊1	
中学校	8	4	全壊3 半壊1	
街区公園	10	10	全壊10	
その他 野球場 多目的グラウンド	2 1	2 1	全壊2 全壊1	

4)震災復興対応により使用不能となった施設

* 仮設住宅設置により使用不能となったもの

	全施設数	仮設住宅としてグラウンド を使用している学校数
小学校	10	6
中学校	8	4
高校	2	2

(2)結果として失われたもの

1) 日常性

家族、

2) 運動能力の低下

運動能力調査の結果で、震災前比較で8種目6学年48項目の内30項目で低下。
今後さらなる運動能力の低下が懸念される。

3) 安全な居場所

学校施設だけでなく各種社会施設が被災により喪失。

狭い仮設住宅

4) 遊びで培われる社会性

遊びにより培われてきた社会性の構築の場所、機会の喪失により今後の人間形成、
社会適用への障害が残る可能性。

2 1に対応した市の対応

(1)喪失した施設機能の回復

1)機能の復旧

①代替施設での運営

(i)保育所

- ・1ヶ月後に保育を再開

児童の安否確認とニーズ調査を実施→ニーズに応じた保育

一つの代替施設の確保と児童の振り分け（結果として状況に応じた希望の
する保育場所での保育の確保

(ii)子育て支援センター

(iii)障害児支援施設

(ii)と(iii)は、実施場所確保の困難さから合同での事業を実施。

場所は、地区公民館等を転々としながら実施。

(ii)は、民間団体の支援により移転改築

(iii)は、保育園の移転改築に伴う空き仮設へ移転。

②支援者への支援

(i)支援者も被災者、支援者として機能させるためには支援者のケアが必要

保育士、指導員も家族や住居を失った被災者。

大規模災害による被災者の支援には、経験値のある支援者が重要

③支援団体からの支援

(i)阪神淡路大震災等の経験値から子どもへの支援の必要性の自覚

(ii)受けた支援の概要

- ・避難所での仮保育

・遺児・孤児

3 親子への支援として何を整備すべきか。

(1) 必要性の自覚

1) 被災後の特殊事情

- (i) 心身共に余裕がない
- (ii) 子育てに意識が向かわない
- (iii) 子どもの危機
- (iv) 権利の保護

2) 復興へ向けて

- (i) 復興へ向けての人材資源としての子どもの重要性
- (ii) 地域再生への可能性 (子どもの価値)

(2) 安全な用地が不足している。

1) 計画の中で子ども子育てを位置づけ用地を確保する必要

例えば、全域的被害の場合、復旧、復興に際して子ども子育てに係る用地や施設の設置目標値を定め確保する必要がある。

(3) 子ども子育て支援の人材の確保

- 1) 保育士の確保と質的向上
- 2) 支援員、指導員の確保と質的向上

(4) 地域社会の意識の向上と子育てへの関わりの強化

- 1) 実践を通じた子どもへ子育ての意識の向上
 - (i) 地域社会へのデビューの機会を設ける。
 - (ii) 家庭と地域社会の連携
 - (iii) 自立への見守り